

埼玉県庁舎広告掲出事業仕様書

1 広告の掲出箇所及び規格・数量

本事業の対象庁舎は本庁舎、第2庁舎（5階から9階は除く）、第3庁舎、別館、衛生会館、職員会館及び危機管理防災センターとする。

掲出箇所及び規格・数量については、以下の「(1) 基本掲出箇所」及び「(2) 事業者の独自提案により掲出する箇所」の記載を踏まえて事業者が企画提案競技書において提案した内容とする。

ただし、提案内容については県と協議の上で変更となる場合がある。

(1) 基本掲出箇所

「(別表) 基本掲出箇所一覧」に記載の箇所は、原則として県との協議不要で広告を掲出できる箇所である。事業者は、この中から掲出を希望する箇所及び規格・数量を提案する。ただし、規格や数量によっては内容を変更する場合がある。

(2) 事業者の独自提案により掲出する箇所

「(別表) 基本掲出箇所一覧」以外の箇所への広告掲出及び異なる規格の広告掲出を希望する場合は、企画提案競技書により掲出希望箇所、規格・数量、具体的な掲出方法を提案することとする。ただし、提案内容によっては、掲出ができない場合や、規格・数量等が変更となる場合がある。

2 広告の掲出方法及び運用

(1) ポスターフレームやデジタルサイネージなど広告掲出に必要な備品類の購入及び取付けは、事業者が行うこと。なお、デジタルサイネージを掲出する箇所に電源がない場合は、県が敷設工事を行う。

(2) デジタルサイネージなど電気を使用する機器を使用する場合は、契約金額とは別に電気料金の実費相当額を徴収するものとする。（使用する機器の消費電力と使用時間を元に算出）

(3) 広告物の掲出に当たっては、取付方法等について事前に県管財課の了解を得た上で、建物に負担の少ない方法で固定し、地震時等の転倒・落下を防止する十分な対策を講じること。

また、広告物を撤去した際に庁舎の壁等に汚損等が生じた場合は、事業者の負担で原状復旧を行うこと。

なお、工事は原則として閉庁日又は開庁日の正規執務時間外に行うこと。

(4) ポスターや映像データ等の媒体物の更新作業は、事業者が行うものとする。

(5) 広告物の角や縁等で来庁者や職員が負傷することのないよう配慮すること。なお、事業者の瑕疵に起因する負傷事故が発生した場合は、事業者が責任を持って対応すること。

(6) 破損、汚損した際、速やかに対応できるものとする。

(7) 機器の故障時は、事業者において速やかに対応すること。また、故障時等の連絡先を明記すること。

(8) 広告物については、掲出開始日の10営業日前までに原稿のデジタルデータを県に提出し、県の承認を受けなければならない。なお、県が一度承認をした広告物でも、状況の変化等により、引き続き掲出することが適切ではないと県が判断したときは、掲出の中止を指示する

場合がある。

- (9) 広告物に係る苦情等が発生した場合は、事業者が責任を持って対応すること。
- (10) デジタルサイネージによる広告掲出を行う場合、映写時間は原則として開庁日の8時から18時とし、タイマー機能等により電源管理を行うこと。また、必要に応じて手動による電源の入切、調光等が容易に行えるものであること。
- (11) 広告掲出箇所空きがある場合は、無償で県の広告物を掲出できることとする。なお、その際の広告物の作成費用は県の負担とする。

(別表) 基本掲出箇所一覧

庁舎名	掲出箇所	掲出可能な規格
本庁舎	南玄関エントランス (1階)	・デジタルサイネージ (5.5インチ以下) ・ポスター広告 (A0判以下)
	南エレベーター外扉*	・外扉へのラッピング広告
	南エレベーター内*	・ポスター広告 (A1判以下)
	東玄関エントランス (1階)	・デジタルサイネージ (5.5インチ以下) ・ポスター広告 (A0判以下)
	東エレベーター外扉	・外扉へのラッピング広告
	東エレベーター内	・ポスター広告 (A1判以下)
	県民案内室 (1階)	・デジタルサイネージ (5.5インチ以下)
	男性用トイレ (1～5階)	・ポスター広告 (A3判以下)
	職員用ワークスペース (地下1階)	・ポスター広告 (A0判以下) ・机上広告 (A5判以下)
第2庁舎	北側エントランス (1階)	・デジタルサイネージ (5.5インチ以下) ・ポスター広告 (A0判以下)
	中央エレベーター外扉*	・外扉へのラッピング広告
	中央エレベーター内*	・ポスター広告 (A1判以下)
	男性用トイレ (1～4階・10階)	・ポスター広告 (A3判以下)
	渡り廊下手前スペース (3階)	・デジタルサイネージ (5.5インチ以下) ・ポスター広告 (A0判以下)
	建設管理課分室 (3階)	・デジタルサイネージ (5.5インチ以下)
	職員用ワークスペース (地下1階)	・ポスター広告 (A0判以下) ・机上広告 (A5判以下)
	職員食堂前スペース (地下1階)	・デジタルサイネージ (5.5インチ以下) ・ポスター広告 (A0判以下)
渡り廊下 (本庁舎～ 第2庁舎間)	渡り廊下通路部分 ・ポスター広告 (A0判以下)	

※ 本庁舎南エレベーターは、2台中1台が常時停止、第2庁舎中央エレベーターは3台中1台が常時停止している。また、定期点検等により停止するエレベーターが変更になることがある。(停止中のエレベーター前には「停止中」の立て札を設置)

なお、資源エネルギー庁から電力逼迫警報等が発令されるなど、社会的に節電が求められる状況になった場合には、停止するエレベーターの台数が増加する場合がある。